

八王子市おたふくかぜ特別接種実施要綱

令和5年(2023年)4月1日施行

(目的)

第1条 この事業は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による定期の予防接種(以下、「定期予防接種」という。)の対象ではない流行性耳下腺炎(以下、「おたふくかぜ」という。)について予防接種を実施し、おたふくかぜの感染・発症のリスクを軽減するとともに発症した場合にまれにおこる感音性難聴等の合併症のリスクを軽減することをもって、公衆衛生の向上及び保護者の負担軽減に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱で定める対象者は、接種日当日に八王子市に住民登録があり、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 接種日当日に1歳(1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで)の者
- (2) 接種日当日に5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

2 次の各号に該当する場合、前項の規定に係わらず対象者から除外する。

- (1) おたふくかぜに罹患した者
- (2) おたふくかぜ予防接種を2回以上接種したことがある者

(予防接種実施方法)

第3条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関(以下、「指定医療機関等」という。)への業務委託により行うものとし、指定医療機関等において実施する。

(接種の方法)

第4条 第2条第1項第1号の予防接種は、乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

2 第2条第1項第2号の予防接種は、乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

(申込方法)

第5条 申し込みは不要とし、第3条で定める指定医療機関等に保護者等が直接予約を行い、母子健康手帳および健康保険証等を持参することで接種を受けることが出来るもの

とする。

(接種費用)

第6条 接種に係る費用は無料とする。

(健康被害救済)

第7条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年（2002年）法律第192号）の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。